

条 例 改 正 参 照 条 文

～ 目 次 ～

【職員の退職管理に関する条例の一部を改正する条例】

- 東京都職員の退職管理に関する条例（平成27年東京都条例第127号）（抄）（1頁）

【職員の給与に関する条例の一部を改正する条例】

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成20年東京都人事委員会規則第9号）（抄）（3頁）

- 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成20年東京都人事委員会規則第9号）
新旧対照表（抄）（4頁）

- 職員の給与に関する条例（昭和26年東京都条例第75号）（抄）（5頁）

【職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例】

- 職員の退職手当に関する条例（昭和31年東京都条例第65号）（抄）（6頁）

○東京都職員の退職管理に関する条例（平成二十七年東京都条例第二百二十七号）（抄）

（任命権者への届出）

第七条 職員（退職手当通算予定職員であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就く予定にある者、引き続き退職派遣者となる予定にある者、実質的に行政上の権限を行使しない職員として人事委員会規則に定めるもの及び任命権者への届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者と任命権者が認めるものを除く。）は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くことを約束した場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就くことを約束した場合は、日々雇入れられる者となる場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員（以下「管理又は監督の地位にある職員」という。）であつた者（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者及び引き続き退職派遣者となつた者を除く。以下「管理又は監督の地位にある職員であつた者」という。）は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、前項の規定による届出を行った場合、

日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならぬ。

3 前項に定める任命権者への届出は、職員であつた者のうち離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員であつた者に該当しないもの（退職手当通算予定職員であつた者であつて引き続き退職手当通算法人の地位に就いている者、引き続き退職派遣者となつた者、実質的に行政上の権限を行使しなかつた職員として人事委員会規則に定めるもの及び任命権者への届出がなされないことにより公務の公正性の確保に支障が生じない者と任命権者が認めるものを除く。）に準用する。

○初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十年東京都人事委員会規則第九号）（抄）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

3 施行日前に改正前規則別表第一イの部三級の項六、同部四級の項六、同部五級の項六、同部六級の項六、同表ロの部二級の項二、同部三級の項二、同部四級の項二、同部五級の項三、同部六級の項三、同部七級の項三、同表ニの部六級の項三、同表ホの部三級の項二、同表ヘの部三級の項二、同部四級の項三、同表トの部三級の項三、同部四級の項四及び五、同部五級の項三並びに同部六級の項三に規定する標準的な職務に対応する職務の級に分類された者の施行日以後の職務の級については、なお従前の例による。

改正案（平成二十年人事委員会規則第九号）
初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和四十八年東京都人事委員会規則第三号）
新旧対照表（抄）
現行

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

イ 行政職給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	(現行のとおり)
2 級	(現行のとおり)
3 級	1から5まで(現行のとおり)
4 級	1から5まで(現行のとおり)
5 級	1から5まで(現行のとおり)
6 級	1から5まで(現行のとおり)
7 級	(現行のとおり)
8 級	(現行のとおり)

備考(現行のとおり)

別表第1 級別標準職務表（第3条関係）

イ 行政職給料表（一）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	(略)
2 級	(略)
3 級	1から5まで(略) 6 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4 級	1から5まで(略) 6 特に高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う主任又は副主査の職務
5 級	1から5まで(略) 6 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
6 級	1から5まで(略) 6 極めて困難な業務を処理する課長補佐の職務
7 級	(略)
8 級	(略)

備考(略)

○職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）（抄）

（扶養手当）

第十条

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族一人につき当該各号に掲げる額を合計して得た額とする。

一 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第一号及び第三号から第六号までに掲げる者をいう。

以下同じ。）六千円（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が四級であるもの及び同表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその属する職務の級がこれに相当するものとして人事委員会の承認を得て東京都規則で定めるもの（以下「行（一）四級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等 三千円）

二 扶養親族たる子（前項第二号に掲げる扶養親族たる子をいう。以下同じ。） 九千円

4 扶養親族たる子で満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、四千円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

○ 職員の退職手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十五号）（抄）

（退職手当の基本額）

第六条 退職した者（第十七条第一項各号に掲げる者を含む。）に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）第九条の規定及び学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十一条の規定に基づく給料の調整額（以下「調整額」という。）を除く。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- 一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の九十
- 二 十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十
- 三 十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十
- 四 三十一年以上三十三年以下の期間については、一年につき百分の百五十
- 五 三十四年以上の期間については、一年につき百分の五十

(退職手当の調整額)

第七条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める点数を合計した点数(以下「調整額点数」という。)一点につき千七十五円を乗じた額とする。

- 一 第一号区分 三十五点
- 二 第二号区分 三十点
- 三 第三号区分 二十五点
- 四 第四号区分 二十点
- 五 第五号区分 十五点
- 六 第六号区分 十点
- 七 指定一号区分 四十点
- 八 指定二号区分 四十五点
- 九 指定三号区分 五十点
- 十 指定四号区分 五十五点

十一 指定五号区分 六十点

十二 指定六号区分 六十五点

十三 指定七号区分 七十点

(調整額期間)

第八条 調整額期間とは、基礎在職期間のうち、その者の退職の日の属する月の末日を起算日として、二十年前までの期間をいう。

2 基礎在職期間とは、その者に係る退職(第三条第一項ただし書、第十条の二、第十四条の四、第十五条又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)第十条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第十条第五項に規定する国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第十条第六項の規定により職員としての引き続きいた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第十七条第一項若しくは第十九条第一項の規定により一般の退職手当等(一般の退職手当及び第十二条の規定による退職手当をいう。以下同じ。)の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかつたことがある場合における

当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員又は第十条第五項に規定する国家公務員等となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

一 職員としての引き続きいた在職期間

二 第十条第五項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた職員以外の国家公務員等としての引き続きいた在職期間

三 第十条の二第一項の規定により職員としての引き続きいた在職期間に含むものとされた都が設立団体となる一般地方独立行政法人の役員としての引き続きいた在職期間

四 第十四条の四第一項の規定により職員として勤続するものとみなされた特別区等の職員の在職期間

五 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（平成十三年東京都条例第三百三十三号）第十八条第一項の規定により職員としての引き続きいた在職期間とみなされた特定法人の役職員としての在職期間

六 前各号に掲げる期間に準ずるものとして東京都規則で定める在職期間

（勤続期間の計算）

第十条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続きいた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合（第十七条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前二項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。